

わが国の技術力を豊かさに繋げるために

(平成20年11月13日 関西大会)

社団法人日本産業機械工業会

世界経済は、この1年間で大きく変化した。特に米国を発端にした金融システム不安は、先進国・新興国の経済成長を減速させるなど、世界経済に大きな打撃を与えている。わが国経済もその例外ではなく、実体経済への影響の拡大が懸念される。

政府においては、各国政府及び金融当局と協調・連携し、金融システム不安の早期沈静化に向け、適切な対応を続けることを要望する。また、経済構造の急変により厳しい状況に晒されているわが国産業・地域等に対しては、セーフティネットを着実に展開されることを併せて要望する。

一方で、わが国は官民が一丸となって、今回のような海外経済の変調にも負けない持続的成長が可能な経済社会を目指し、国際競争に打ち勝つ産業や安心できる社会基盤の構築と維持に努めなければならない。

そのため、我々産業界は、わが国の強みのものづくり力と環境力の源である「技術力」を更に高め、競争力を強化していく必要がある。特に、日本の新エネ・省エネ・環境分野の高い技術力は、資源の乏しいわが国の競争力の源泉のひとつである。

このオールジャパンの技術を更に発展させ、わが国が環境と経済を両立させた社会をいち早く実現することが出来れば、世界市場において一段の競争優位性を獲得できる。

そして、この日本型の環境・経済モデルを世界に普及・促進させることは、地球規模での低炭素社会の実現にも繋がる。

政府におかれては、この日本発のイノベーションにより生み出される世界市場の拡大がわが国の豊かさへ着実に繋がるよう、経済戦略をしっかりと展開されていくことを期待する。

我々産業機械業界も、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を供給し、わが国産業の競争力強化と地球環境保全に貢献し、力を尽くす所存である。同時に、法令の遵守、安全性の確立、顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え社会的責任を果たし、大きな役割を担っていかなければならない。

当工業会は、関係官庁や大学及び公的研究所等の支援、協力を得て、種々の社会的要求に応え、わが国の発展に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1．経済発展基盤の整備

- (1) 緊急経済対策を有効かつ迅速に実行し、金融システム不安による影響を最小限に食い止めること。また、わが国の技術力の基盤である優良な中小製造業等へのセーフティーネットを充実させること。
- (2) 原油価格の高騰等エネルギー価格体系の変化がわが国経済に与える影響は非常に大きい。原子力を基幹としたエネルギーの多様化とベストミックス、エネルギー供給途絶に備えた緊急時対応制度の整備等、総合的かつ戦略的な対策を進めること。
- (3) わが国経済の安定した成長には「安全で活力ある社会」を構築することが重要であり、環境保全や防災等の社会基盤整備を中心とした公共投資を継続的に行うこと。
- (4) 本格的な人口減少と高齢化の急速な進展は、わが国経済の成長力を低下させ、社会システムの変容に繋がる。抜本的な少子化対策の実施や外国人材の受入れ・定着などの取り組みを早急かつ計画的に実施し、人々の将来不安の払拭に努めること。
- (5) 都市部と地方の経済格差は益々広がっているが、わが国の経済成長の維持・持続には広範囲な地域での成長が重要である。工場誘致や税制優遇等地域経済の活性化に向けた省庁横断的な施策を一層充実すること。

2．製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) わが国が競争力と成長力を強化していくためには、製造業の技術力と生産性を更に高めていく必要がある。そのため、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。

- (2) エネルギー・原材料価格の高騰が製造業に大きな影響を及ぼしていることから、価格安定に向け各種施策を戦略的に推進すること。また、レアメタル等の安定供給確保に向け、資源の確保、代替製品の開発、備蓄等といった多面的かつ総合的な取組を推進すること。
- (3) 貿易立国であるわが国が安定した経済成長を持続するには、製造業の人材力の強化が重要である。政府と産業界が協力して、人材供給・人材育成の体制を更に強化するとともに、「ものづくり」を支える技術系、理工系人材の育成・確保等を総合的に進めること。
- (4) 経済構造の変化に即応できるよう、企業経営を効率化・活性化させ、企業の持つ潜在力をより発揮させるために有効な政策的支援を一層充実させるとともに、経営環境を阻害する規制の緩和、撤廃を図ること。(例：海外子会社からの受取配当などの国際関連税制の見直し、償却資産に対する固定資産税の廃止、柔軟な雇用制度の導入、建築基準法の審査手続等の短縮、等)。
- (5) わが国の法人税の実効税率は海外に比べ高い水準であり、企業の社会保険料負担も重い。公的負担が現行のままで推移した場合、国際競争力の低下や産業の空洞化、企業価値の縮小等が懸念される。企業活力の活性化の観点から、引き下げを図るべきである。

3 . 地球温暖化対策、環境保全及び安全管理の促進に資する施策

- (1) 産業機械業界は、自らの生産設備や供給する製品などの省エネ対策に鋭意努力している。京都議定書の目標達成に向け、日本全体の取組を更に加速させるため、一般消費者の意識改革や、新エネ・省エネ機器導入促進に向けた制度の充実、新エネ・省エネ機器供給者へのインセンティブの付与など、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。なお、炭素税等の環境税導入には改めて反対する。

- (2) 化学物質排出抑制や資源循環等、環境保全に対する税制優遇措置等の企業経営にメリットが出やすい制度の構築は、企業負担を軽減させ、環境コスト増大を要因とした生産現場の海外移転等の防止にも繋がる重要な施策であり、より一層充実させること。また、リサイクル事業や関連製品の生産についてのインセンティブ付与や政府調達優先等の適用範囲を拡大させ、地球環境に優しい製品の普及・促進に努めること。
- (3) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準の策定作業を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4 . 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) アジア諸国を始めとする世界経済の活力をわが国の経済成長に繋げるため、EPA・FTA 締結を一層加速させること。また、企業の海外事業活動が益々拡大する中、安定した貿易の推進のため、為替相場の安定化に努めること。
- (2) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化するとともに、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期実現に向け、当該国との協議を進めること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大に努めるとともに、輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。また、原産地証明については、認証輸出者証明制度の導入等、申請企業がニーズに応じて証明方法を選択できるよう、政府間の協議を進めること。